

令和2年度版（第2次募集）

新発田市防犯カメラ設置補助制度の概要

新発田市では、犯罪の起こりにくい安心・安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会・町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置補助制度を実施します。

補助対象団体

町内会・自治会等、私立幼稚園・保育園、こども園、商店街等

補助対象経費

- 防犯カメラの**機器購入費**及び**設置工事費**
- 防犯カメラの設置を示す**看板等の設置費**
- その他市長が特に必要であると認める経費



保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費等は**補助対象外**

補助率・補助金額

補助対象経費の**2分の1**以内（千円未満切捨て） **1台につき30万円**まで
※当該年度中に付き原則1団体1回（1台）のみ

主な要件

有効画素数、録画速度、録画日数等の**一定の要件**を満たすものとする。

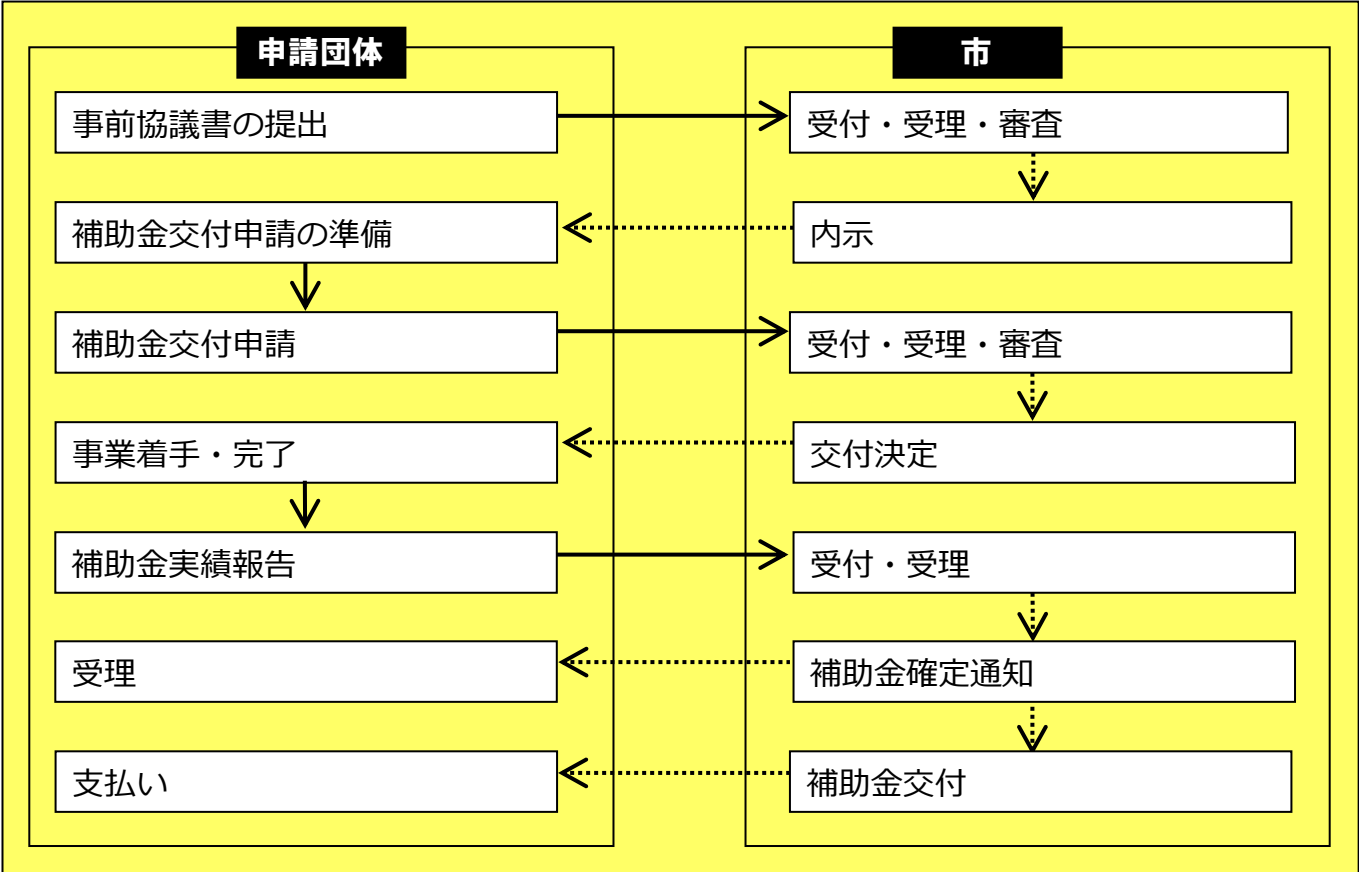
区分		仕様
撮影機能	有効画素数	・ 38万画素数以上
	作動時間等	・ 1日24時間、夜間も人物等が特定できる撮影が可能なこと（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨
録画機能	録画時間	・ 1日24時間及び7日間以上（動体検知の場合は7日分以上）
	1秒間の記録間隔	・ 3コマ以上
	記録画像サイズ	・ 640×480画素以上
	記録媒体	・ USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること ・ メモリーカード、又はハードディスク等の画像記録媒体を備えていること

主な遵守事項

- (1) 通学路や不特定多数の者が利用する道路等の公共空間の一部を撮影対象とする防犯カメラを補助対象とします。
- (2) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに、設置について道路占用許可等が必要な場合はその許可を得てください。
- (3) 設置団体は、「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (4) 撮影した映像及び記録したデータを適正に管理・運用するために「管理責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。

- (5) 映像の保存期間は、7日間以上30日間以内とし、期間経過後は消去してください。
- (6) 映像の目的外での利用や第三者への提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (7) 5年以上適切に維持管理してください。5年以内に廃止する場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めめる場合があります。
- (8) 設置場所の変更又は廃止を行う場合は、市の承認が必要となります。
- (9) 市から防犯カメラの管理運用状況の報告を求められたときは、速やかに報告してください。

申請の流れ



受付期間等

※予算額に達した時点で締切りとなります。

- step① 事前協議 10月1日(木) ~ 11月30日(月)
- step② 交付申請 事前協議内示後 ~ 12月18日(金)
- step③ 事業着手~実績報告 交付決定後 ~ R3年2月26日(金)

※申請書類は、地域安全課防犯交通安全係へ提出してください。
 ※申請様式等は、新発田市ホームページからダウンロードできます。



防犯カメラ作動中

問合せ先

〒957-8686
 新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた
 新発田市役所5階
 地域安全課防犯交通安全係 電話 0254-28-9510 (地域安全課直通)
 ホームページ <http://www.city.shibata.lg.jp/>